

みなさんから寄せられた、駒場寮「明け渡し」訴訟における「証人尋問の実施と慎重な審理を求める要請書」3,300筆以上と、「東京大学教職員からの要請書」20筆以上を東京地裁に提出しました。

10月1日の  
進行協議で

## 3名の証人尋問実施の意向を 東京地裁（藤村啓 裁判長）が表明！

10月1日駒場寮「明け渡し」裁判進行協議で  
藤村裁判長が3人の証人尋問の実施を表明

さる10月1日、駒場寮「明け渡し」裁判の進行協議が、東京地方裁判所民事25部（藤村啓裁判長、高橋讓裁判官、下田敦史裁判官）において行われました。この席上、藤村裁判長は、私たち駒場寮生・学生が求めてきた証人尋問を、永野三郎氏（現学部長特別補佐）、成瀬豊氏（元寮委員長）、須藤虎太郎（元寮委員長）の3人の証人について、計2回（12月10日・12月21日）の期日で実施する意向を明らかにしました。

この証人尋問は、今年6月22日に実施された「第8回口頭弁論」において、「教育の機会均等の保障や、大学自治のあり方の根本にかかわる駒場寮問題は、裁判所で審理するにあたって、証人尋問も含めて慎重に審理すべき」という立場から、駒場寮側が実施を求めたものです。しかし、前々回の7月28日に行われた進行協議では、大学当局・国側が不当にも、「証人尋問抜きで、早期の結審・判決を求める」と主張し、裁判官も証人尋問の実施に消極的な姿勢を示していました。

このような状況を受けて、私たち駒場寮委員会と、学

生自治会正副委員長、学友会学生理事会の緊急の呼びかけで、「駒場寮『明け渡し』裁判における証人尋問の実施と慎重な審理を求める要請書」の取り組みが8月上旬から進められ、夏・秋休み中であつたにもかかわらず、学生・教職員の皆さんをはじめ、多くの人々から多数の要請書が寄せられました。

また、9月に入ってからは上記の要請書に加え、本学教職員の皆さんに「慎重な審理を求める東京大学教職員からの要請書」への署名呼びかけを行いました。その結果、短い期間であつたにもかかわらず、最終的には20筆をこえる「教職員からの要請書」が、教職員の皆さんから寄せられました。

今回の進行協議は、10月1日までに総計3,300筆以上も寄せられた「証人尋問の実施と慎重な審理を求める要請書」と、20筆以上の「教職員からの要請書」を東京地裁に提出した上で、東大生や駒場寮を支援する他大学の学生なども含む多数の人々が詰めかけ注目する中で進められました。そしてこの進行協議で、駒場寮側からの証人尋問実施の要求に対して、東京地裁民事25部の藤村裁判長は、ついに3名の証人について、計2回の証人尋問を実施する意向を表明したのです。

### 今後の裁判日程

11月26日（金）10:30～  
「明け渡し」裁判第9回口頭弁論  
@東京地裁民事615法廷

12月10日（金）13:30～  
成瀬豊（100分）、須藤虎太郎（70分）証人尋問  
@東京地裁

12月21日（火）13:30～  
永野三郎学部長特別補佐証人尋問（120分）  
@東京地裁

いずれの日も、終了後に弁護士を交えた報告集会を実施する予定です。

**駒場寮委員会**

99.10.12

# 12月10日(金)・12月21日(火)に実施される 駒場寮「明け渡し」裁判証人尋問の傍聴に参加を!

多くの学生に必要な駒場寮を、大学自治をも踏みにじり「裁判」で潰すことは許されない

現在、大学当局は「明け渡し」裁判によって駒場寮の「廃寮」を強行しようとしています。しかし、これまで何年にもわたって多くの学生が、ストライキや全学投票などの形で「廃寮」反対の意思表示を行ってきたことから分かるように、駒場寮は多くの学生にとってかけがえのない役割を果たし続けています。

まず第一に、駒場寮は、教育の機会均等を保障する厚生施設として、重要な役割を果たしています。駒場寮は、1か月わずか6,500円で居住することができ、また、学内に位置するために定期代や通学時間も不要です。このような駒場寮は、経済的に苦しい学生が東京大学に通う権利を長年にわたって保障してきました。実際、今年度も、大学当局による不当な入寮妨害にもかかわらず、昨年、一昨年を上回る学生が駒場寮に入寮しており、この事実からも駒場寮の必要性が分かります。

第二に、駒場寮は学生の自主自治活動の場として重要な役割を果たしています。駒場寮内では数多くのサークルが活動しており、また、クラスの活動場所としても重要な役割を果たしています。例えば、今年も多くの学生が、新フェスの準備などをはじめとして、クラスルームを活用しています(例えば、今年度について見れば、約50のクラスがクラスルームを利用しています)。

現在、このように多くの学生にとって必要とされてい

る駒場寮を、大学当局は裁判によって力づくで「廃寮」にしようとしています。しかし、そもそもこの駒場寮問題は、1991年10月に大学当局が、寮生・学生と一切相談することなく、合意書や確認書にすら違反して、駒場寮の「廃寮」を一方的に決定したことに端を発しています。したがって、現在進められている「明け渡し」裁判は、このような不当な「廃寮」計画を強行すべく行われているものにほかなりません。

さらに、学内問題の解決を学外の機関である裁判所に委ねてしまうという大学当局の行為は、「学内問題は学内での話し合いで解決する」という大学自治の原則に反するものです。このように、大学当局が自ら大学自治を投げ捨てるような行為を行うことは、大学の自治、ひいては学問の自由すらも危機に陥れる、いわば大学の自殺行為であり、決して許されないことなのです。

私たちは、東大当局に対して  
「明け渡し」裁判を取り下げるよう求めます

以上に述べたように、駒場寮の「明け渡し」裁判は非常に問題の多いものであり、そうであるがゆえに、私たち寮生・学生は、大学当局による96年の「法的措置着手」以来、これまで一貫して「法的措置」の撤回を求め続けてきました。それにもかかわらず、残念ながら大学当局は、現時点に至るまで「明け渡し」裁判の取り下げを表

明するには至っていません。

私たちは改めて、大学当局に対して駒場寮「明け渡し」裁判の取り下げを強く要求します。なぜなら、「明け渡し」裁判の取り下げこそが、駒場寮問題の解決はもちろんのこと、大学自治を守り発展させていく唯一の道であるからです。

12月10日・12月21日に行われる証人尋問へ  
多くのみなさんの参加を心から呼びかけます

しかしながら、不当にも大学当局が「明け渡し」裁判を取り下げない現段階においては、少なくとも、教育の機会均等の保障や、学生の自主自治活動や大学自治のあり方の根本にもかかわる重要な問題であるこの駒場寮問題について、裁判所が不十分な審理しか行わず、性急に裁判を結審してしまうような事態だけは、なんとしても阻止する必要があります。

冒頭にも述べたように、多くの皆さんからの要請書を提出した結果、裁判所は3人の証人に関して証人尋問を実施する意向を表明しました。裁判所に拙速な審理を決して行わせないためにも、この証人尋問の傍聴に、多くのみなさんが参加するよう心から呼びかけるものです。

**駒場寮委員会**

☎ 03(3467)7258

ホームページ <http://www.netlaputa.ne.jp/~komaryo/>